

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部予防対策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区精神障害者相談支援事業補助金								
根拠規定等	文京区精神障害者相談支援事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	18	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	7年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	6衛生費	1保健衛生費	4障害者総合支援事業費	3地域生活支援事業費	1地域生活支援事業費				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	精神障害者への相談支援体制を確保することにより、障害者福祉の向上を図る。						
補助事業等の内容	精神障害者及びその家族等を対象とした以下の相談支援事業 (1)福祉サービスの利用援助 (2)各種施策に関する助言、指導等 (3)相談者の権利擁護に必要な援助 (4)専門機関の紹介 (5)その他相談全般						
補助対象経費の内容	相談担当者(精神保健福祉士等)を配置した場合の当該人件費						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 社会福祉法人復生あせび会、非特定営利法人エナジー本舗、公益財団法人東京カリタスの家						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 {補助率 国1/2、都1/4上限あり他} <input type="checkbox"/> 定額 {補助額 }						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価 {補助単価 1,513円 単位 時間} <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 補助単価×相談事業実施時間で算出した額から、国・都の障害者総合支援事業費補助金分(国1/2、都1/4)、及び東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金分(施設の類型により基準額の1/2又は10/10)を除いた分を区が負担する。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 区が定める賃金単価表による時給						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 {事業報告書}						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者
			上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	適切なアドバイスや傾聴を求める精神障害者は多く、適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想及び障害者計画に掲載されている事業を推進するためのものであり、適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	精神障害に係る相談支援は専門性が高いため、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	障害者が社会や支援受給につながるきっかけが減少してしまう。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	該当事業者に対し申請案内を送付しているため、確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に規定する手続きにより、適正に審査した上で、決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	専門職員の確保のためには効率的な方法である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	認められる。(相談件数は増加しており、相談後に相談者が福祉サービス受給するなどしている)
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	認められる。(相談件数は増加しており、相談後に相談者が福祉サービス受給するなどしている)
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	精神障害者本人だけでなくその家族も利用でき、還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区精神障害者相談支援事業補助金交付要綱に基づく適正な執行により、抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	申請時の事業計画書及び清算時の事業実績報告書の確認により、合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	事業実績報告書(決算書含む)の確認により、適正である。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	3	3	3
決算(予算)額	5,952	8,504	8,504	9,129
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	5,952	8,504	8,504	9,129
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人復生あせび会、非特定営利法人エナジー本舗、公益財団法人東京カリタスの家			

5 課題及び今後の方向性

精神障害者が年々増加傾向にあり、また障害者総合支援法が施行されて3年目という中で、それらをつなぐ相談支援事業は対象者にとって必要不可欠の事業であるといえる。今後は、「どのように情報を得たらよいかわからない」という対象者に向けて、周知方法を工夫していきたい。